

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長  
( 公 印 省 略 )

平成 27 年度リスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について

「化学物質のリスク評価検討会」において、平成 27 年度リスク評価対象物質である、アクリル酸メチル、アセトニトリル及びイプシロン-カプロラクタムの 3 物質について初期リスク評価を行い、その報告書が取りまとめられたところである。

ついては、この報告書の内容を踏まえ、下記のとおり、関係事業者等に対し指導されたい。

併せて、別添 1 により別紙の関係事業者団体等の長に対して傘下会員事業者への周知を要請しているのので了知されたい。

なお、上記の検討会報告書の概要及び今後の対応を別添 2 として添付しているが、報告書全文（本文及び別冊）は厚生労働省のウェブサイト（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000114676.html>）（化学物質のリスク評価検討会（第 2 回））に掲載しているのので、併せて了知されたい。

## 記

### 1 初期リスク評価を行った物質について

#### (1) 高いリスクが認められたため、詳細リスク評価が必要とされた物質について

アクリル酸メチル及びアセトニトリルについては、リスク評価の結果、一部の事業場の作業工程においてリスクが高いことが確認されたため、今後、引き続き詳細リスク評価のためのばく露実態調査を行い、その結果によりリスクの高い作業工程を明らかにするとともに、当該作業工程に係るリスク低減措置について検討することとしていること。

#### (2) リスクは低いものの引き続き適切な管理を行うべき物質について

イプシロン-カプロラクタムについては、初期リスク評価の結果、事業場において一般的に適切な管理がなされている場合、リスクは低いことが確認されたため、詳細リスク評価を行わないこととしたこと。

## 2 今回の初期リスク評価を行った物質に係る留意事項について

今回の初期リスク評価を行った3物質は神経毒性を有する等、有害性の高い物質であることから、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第28条の2第1項の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第576条、第577条、第593条及び第594条等の規定に基づく措置を講ずることにより、また、平成28年6月1日以降は、労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)による改正後の法第57条の3等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むよう、関係事業者等に対し指導の徹底を図ること。その際、有害物ばく露作業報告のデータを適宜活用すること。

(別紙関係団体の長) 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長  
( 公 印 省 略 )

平成 27 年度リスク評価結果に基づく労働者の健康障害防止対策の徹底について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃から格別の御支援、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、「化学物質のリスク評価検討会」において、平成 27 年度リスク評価対象物質である、アクリル酸メチル、アセトニトリル及びイプシロン-カプロラクタムの 3 物質について初期リスク評価を行い、今般その報告書を取りまとめたところです。

本報告書を踏まえ、物質のリスクの程度に応じ下記のとおり労働者の健康障害防止対策について取りまとめましたので、貴団体の傘下事業場に対し周知くださいますよう、お願い申し上げます。

また、検討会報告書の概要を別添として添付するとともに、報告書全文(本文及び別冊)を厚生労働省のウェブサイト (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000114676.html>) に掲載していますのでお知らせします。

## 記

### 1 初期リスク評価を行った物質について

#### (1) 高いリスクが認められたため、詳細リスク評価が必要とされた物質について

アクリル酸メチル及びアセトニトリルについては、リスク評価の結果、一部の事業場の作業工程においてリスクが高いことが確認されたため、今後、引き続き詳細リスク評価のためのばく露実態調査を行い、その結果によりリスクの高い作業工程を明らかにするとともに、当該作業工程に係るリスク低減措置について検討することとしていること。

#### (2) リスクは低いものの引き続き適切な管理を行うべき物質について

イプシロン-カプロラクタムについては、初期リスク評価の結果、事業場において一般的に適切な管理がなされている場合、リスクは低いことが確認されたため、詳細リスク評価を行わないこととしたこと。

### 2 今回の初期リスク評価を行った物質に係る留意事項について

今回の初期リスク評価を行った 3 物質は神経毒性を有する等、有害性の高い物質であることから、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 28 条の 2

第1項の規定に基づき、当該物質に関する危険性又は有害性等の調査を行い、その結果に基づき、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第576条、第577条、第593条及び第594条等の規定に基づく措置を講ずることにより、また、平成28年6月1日以降は、労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)による改正後の法第57条の3等の規定に基づく措置を講ずることにより、リスクの低減に取り組むこと。

(別添 略)

## 化学物質のリスク評価検討会報告書(平成 27 年度 第 2 回)の 概要及び今後の対応

### 1 初期リスク評価対象物質

神経毒性等の有害性があるとされている次の物質

- ・ アクリル酸メチル
- ・ アセトニトリル
- ・ イプシロン - カプロラクタム

### 2 リスク評価の手法

リスク評価は、「有害性の評価」と「ばく露の評価」から行われる。

- ( 1 ) 「有害性の評価」は、対象となる物質について主要文献から有害性の種類や程度などを把握し、得られた情報から有害性評価を行うとともに、労働者が勤労生涯を通じてその物質に毎日さらされた場合に健康に悪影響が生じるばく露限界値(「評価値」)を設定する。
- ( 2 ) 「ばく露の評価」は、「有害物ばく露作業報告」(労働安全衛生規則第 95 条の 6 の規定に基づく報告)の提出があった事業場に対して実態調査を行い、それにより得られた労働者のばく露測定結果からばく露濃度を算出する。
- ( 3 ) 有害性の評価から得られた「評価値」と、ばく露の評価から得られた「ばく露濃度」を比較することにより、労働者の健康障害の生じるリスクの高低を判定する。

### 3 リスク評価の結果及び今後の対応

3物質についてリスク評価を行ったところ、下記のような評価結果となった。また、この結果を踏まえて、下記に示すとおり今後の対応を行っていく。

物質名	評価結果の概要	今後の対応
アクリル酸メチル アセトニトリル	一部の事業場で、ばく露が高い状況が見られたことから、さらに詳細なリスク評価が必要であり、ばく露の高かった要因を明らかにするとともに、関係事業者による自主的なリスク管理を進めることが適当である。	関係事業者に対し、自主的なリスク管理を行うよう行政指導を行うとともに、今後、詳細リスク評価を実施する。
イプシロン - カプロラクタム	ばく露の測定結果から、リスクは低いと考えられるが、有害性の高い物質であることから、関係事業者による自主的なリスク管理を進めることが適当である。	関係事業者に対し、自主的なリスク管理を行うよう行政指導を行う。

< 添付資料 >

別紙 1 リスク評価対象物質（3物質）に関する情報

別紙 2 化学物質のリスク評価検討会参集者名簿及び開催経緯

(別紙1) リスク評価対象物質(3物質)に関する情報

物質名 (CAS No.)	有害性情報 (発がん性評価、その他の有害性、 許容濃度等)	用途の例
アクリル酸メチル (96-33-3)	<p>&lt;発がん性評価等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IARC : 3 (ヒトに対する発がん性について分類できない)</li> <li>・ 生殖毒性 : 判断できない</li> <li>・ 神経毒性 : 判断できない</li> </ul> <p>(ただし、実験動物への急性毒性の健康影響の中で、振戦等、神経毒性の可能性もある症状がみられた。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 皮膚感作性 : あり</li> <li>・ 皮膚刺激性、眼刺激性 : あり</li> </ul> <p>&lt;許容濃度等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本産業衛生学会 : 2 ppm (7 mg/m<sup>3</sup>)、皮膚感作性物質 2 群 (2004 年)</li> <li>・ ACGIH TLV-TWA : 2 ppm (7 mg/m<sup>3</sup>)、Skin (1997 年)</li> </ul>	アクリル繊維樹脂副原料、成形樹脂共重合用、塗料用アクリル樹脂原料、粘・接着材用アクリル樹脂原料、汚泥処理用凝集剤原料、ポリアクリル酸メチル(アクリル樹脂)原料等
アセトニトリル (75-05-8)	<p>&lt;発がん性評価等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IARC : 情報なし</li> <li>・ 生殖毒性 : 判断できない</li> <li>・ 神経毒性 : あり</li> </ul> <p>&lt;許容濃度等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ACGIH TLV-TWA : 20 ppm (33 mg/m<sup>3</sup>)、経皮吸収 (2002 年)</li> </ul>	農薬、医薬、香料、染料等の有機合成用原料、抗生物質抽出剤、クロマト分離のキャリアー液等の抽出・分離用溶剤、カラーフィルム処理用溶剤、反応溶剤、精製溶剤、リチウム電池用有機電解液
イプシロン - カプロラクタム (105-60-2)	<p>&lt;発がん性評価等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IARC : 4 (おそらく発がん性なし)</li> <li>・ 生殖毒性 : 判断できない</li> <li>・ 神経毒性 : あり</li> </ul> <p>&lt;許容濃度等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ACGIH TLV-TWA : 5 mg/m<sup>3</sup> (2003 年)</li> </ul>	合成繊維、樹脂用原料 (ナイロン - 6)

**I A R C (国際がん研究機関) の発がん性分類**

- 3 : ヒトに対する発がん性について分類できない
- 4 : おそらく発がん性なし

**A C G I H : 米国産業衛生専門家会議**

TLV-TWA : 1 日 8 時間、1 週 40 時間の正規の労働時間中の時間加重平均濃度 (連日繰り返しばく露されても大多数の労働者が健康に悪影響を受けないと考えられる濃度)

## (別紙2) 検討会参集者名簿及び開催経緯

### 1 化学物質のリスク評価検討会参集者名簿

うちやま 内山	いわお 巖雄	京都大学名誉教授
えま 江馬	まこと 眞	国立研究開発法人産業技術総合研究所安全科学研究部門招聘研究員
えんどう 圓藤	ようこ 陽子	独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院産業中毒センター長
おおまえ 大前	かずゆき 和幸	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授
おじま 小嶋	じゅん 純	独立行政法人労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ上 席研究員
しみず 清水	ひですけ 英佑	中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長
たかた 高田	あやこ 礼子	聖マリアンナ医科大学医学部予防医学教室教授
たかや 鷹屋	みつとし 光俊	独立行政法人労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ 上席研究員
ちば 千葉	かん 寛	千葉大学大学院薬学研究院遺伝子薬物学講座教授
つだ 津田	ひろゆき 洋幸	名古屋市立大学特任教授
なごや 名古屋	としお 俊士	早稲田大学理工学術院教授
にしかわ 西川	あきよし 秋佳	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
はら 原	くにお 邦夫	帝京大学大学院公衆衛生研究科教授
みやがわ 宮川	むねゆき 宗之	帝京大学医療技術学部教授

(50音順、敬称略、 は座長)

( : 有害性評価小検討会参集者、 : ばく露評価小検討会参集者)

### 2 リスク評価関係検討会の開催経緯(今回の評価物質に関係する検討会)

#### 有害性評価小検討会

平成27年度第4回有害性評価小検討会 平成27年12月24日(木)

#### ばく露評価小検討会

平成27年度第4回ばく露評価小検討会 平成28年1月22日(金)

#### 化学物質のリスク評価検討会

平成27年度第2回化学物質のリスク評価検討会 平成28年2月19日(金)

別紙 略